

平成 30 年 4 月 1 日

排水設備工事業者各位

下水道部排水設備課

排水設備指定工事業者の指定期間満了時の取り扱いについて（お知らせ）

平素は東大阪市下水道事業にご理解・ご協力を賜り誠に有難うございます。この度、指定工事業者に関する通知及び各種手続き内容をホームページ上に掲載し、活用していくことになりました。これに伴い、排水設備課から毎年対象業者へ行っていた、郵送等による通知を廃止することになりましたので、お知らせさせていただきます。

今後は、各自指定満了日（指定証に記載）をご確認の上、下記の要領で指定更新の手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 指定更新の受付開始 | 指定満了年の 1 月 4 日より |
| 2. 指定更新の受付期限 | 指定満了年の 2 月 15 日まで (閉庁日は翌日以降の開庁日とする) |

※詳細については、各手続き開始約 1 ヶ月前よりホームページ内の排水設備課のページ及び 13 階中央入ってすぐ横の掲示板に掲載させていただきます。

なお、登録期間内の責任技術者が 1 人以上いないと、指定業者として営業することができませんので、会社で登録している責任技術者の期限についても併せて確認していただき、責任技術者へお声かけしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(※大阪府下水道協会実施の責任技術者更新講習は年 1 回のみの実施

5 月中旬～5 月末受付、9 月頃受講

更新講習を受けないと各市での登録更新は行えません。)

以上